

## 地域貢献活動を行う職員の営利企業等の従事制限の運用について

### 1 目的

より一層厳しい自治体経営が予測される少子高齢化時代にあつて、持続可能なまちづくりを進めていくためには、市民と行政が互いの立場を認識し、自覚と責任を持ってそれぞれが役割を担い、協働しながら地域課題を解決していくことが必要である。

職員が、職務外に積極的に地域貢献活動に参加すれば、市民参画は進み、市民との協働によるまちづくりがより一層活発になることが期待できる。

職員が報酬を得て事業若しくは事務に従事する場合には、地方公務員法第38条第1項の規定により、任命権者の許可が必要とされている。

職員の職務外における地域貢献活動等を促進するため、特に報酬を得て地域貢献活動等に従事する場合の許可基準と運用について、職員の営利企業等の従事制限に関する規則(昭和35年2月生駒市規則第1号。以下「規則」という。)の規定に基づき、次のとおり定める。

### 2 対象となる活動

次の要件をすべて満たす活動であること。

- (1) 公益性が高く、継続的に行う地域貢献活動であつて、報酬を伴うもの。
- (2) 市内外の地域の発展、活性化に寄与する活動であること。

### 3 対象職員

次のいずれにも該当する者であること。

- (1) 一般職の職員(パートタイム会計年度任用職員は除く)であること。
- (2) 活動開始予定日の直前の人事評価について、前1回の評価が目標達成度評価はB以上、職務行動評価はB2以上である者。(ただし、目標達成度評価又は職務行動評価を1度も実施していない職員の場合、当該評価結果は考慮しない。)

### 4 許可申請

- (1) 職員が上記活動を行おうとする場合は、次の書類により任命権者の許可を受けなければならない。

- ・「様式1 営利企業等従事許可申請書」
- ・ 任命権者が必要と認める書類

- (2) 許可にあたっては、要件・内容の審査を行う。

### 5 審査基準

以下のいずれにも該当していること。

- (1) 勤務時間外、週休日及び休日の活動であり、職務の遂行に支障を来たすおそれがないこと。
- (2) 地方公務員法第33条に規定する信用失墜行為の発生のおそれがないこと。
- (3) 活動先の団体等と生駒市との間に特別な利害関係が生じるおそれがなく、かつ特定の利益に偏することなく、職務の公正の確保を損なうおそれがないこと。

- (4) 報酬は、地域貢献活動として許容できる範囲であること。
- (5) 市内外の地域の発展、活性化に寄与する活動であること。
- (6) 営利を主目的とした活動、宗教的活動、政治的活動、法令に反する活動でないこと。

## 6 許可

- (1) 任命権者は、審査において要件を満たさないと判断した場合は、理由を付して許可しない旨の通知を送付するものとする。
- (2) 任命権者は、内容審査において審査基準を満たすと判断した場合は、条件を付して許可通知書を送付するものとする。

## 7 活動報告

許可を受けた者は、毎年度末又は許可期間満了時まで「様式2 活動実績報告書」を任命権者に提出しなければならない。

## 8 活動内容等に変更(中止含む)があったとき

許可を受けた活動の内容等に変更が生じた場合又は活動を中止する場合は、速やかに「様式3 営利企業等従事変更許可申請書(兼許可取下申請書)」を提出すること。

## 9 許可の取消

任命権者は、次の事由のいずれかに該当すると判断した場合は、直ちに許可の取消しを行う。

- ア 活動開始後の目標達成度評価または職務行動評価における評価項目がC評価以下になったとき。
- イ 職務の遂行に支障を来たすおそれがあるとき。
- ウ 職務の公正性を失う又はそのおそれがあるとき。
- エ 法令に違反したとき。
- オ 信用失墜行為を行ったとき。
- カ 虚偽の申請・報告があったと認められたとき。
- キ 地方公務員法第28条第2項の規定により休職となったとき。
- ク その他任命権者が適切でない判断したとき。

## 10 その他

- ・ 活動は法令を遵守して行うこと。
- ・ 活動するにあたり、許可の範囲内であるか疑義がある場合は、適宜人事課長を経由して任命権者に相談すること。
- ・ 本運用について疑義が生じた場合は、その都度任命権者が決定するものとする。

## 附 則

- 1 この運用は、平成29年8月1日から施行する。
- 2 この運用の施行日以後の期間について、この運用の施行日の前日までに当該地域貢献活動にあ

たる活動について許可を受けているものについては、この運用により許可を受けたものとみなす。

附 則

- 1 この運用は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この運用は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この運用は、令和3年12月28日から施行する。

附 則

- 1 この運用は、令和7年4月1日から施行する。

営利企業等従事許可申請書

(任命権者)  殿  (申請者)	年 月 日  所 属 職 名 氏 名
地方公務員法第 38 条第 1 項の規定により、下記の営利企業等従事に関する許可を申請します。	

従 事 する 営 利 企 業 等 団 体	名 称	
	所 在 地	
	事 業 形 態	
従 事 内 容	職 の 名 称	
	具 体 的 な 職 務 の 内 容 責 任 の 程 度	
	従 事 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
報 酬	報 酬 の 有 無	<input type="checkbox"/> 無給 <input type="checkbox"/> 有給 (                      円) ※上記従事期間における報酬見込額(合計)を記載してください。
	報 酬 支 払 者	
	報 酬 見 込 額 算 出 方 法	

活動計画について

・活動日、時間、場所、頻度等

・活動で見込まれる成果（いかに地域貢献につながると見込まれるかなど）

活動に伴う職務の遂行への支障、職務の公正の確保・職員の品位の確保等について

・本来の職務の遂行への支障の有無と、その理由

・職員の占める職と当該活動先団体との間の関係性の有無（関係性が有る場合はその内容を、関係性が無い場合はその理由も併せて記載）

・職員の占める職の信用の保持及び職全体の名誉を損なうおそれの有無と、その理由

所属長の意見

所属長名

活動実績報告書

<p>(任命権者)</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">(申請者)</p>	<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">所 属 職 名 氏 名</p>
<p>地方公務員法第 38 条第 1 項の規定により、許可を受けた営利企業等従事に関して、下記のとおり報告します。</p>	
<p>許可通知年月日・文件番号 (変更許可通知年月日・文件番号)</p>	
<p>活動実績 (今回許可を受けた従事期間中の活動実績) について</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動した日、時間、場所、頻度等</li>   <li>・従事期間中に受けた報酬額 (合計額及びその算出方法)</li>   <li>・活動の成果 (いかに地域貢献につながると見込まれたかなど)</li> </ul>	
<p>今後の活動計画・見込みについて</p>	
<p>所属長の意見</p>	
	<p style="text-align: center;">所属長名</p>

様式 3

営利企業等従事変更許可申請書（兼許可取下申請書）

年 月 日	
(任命権者)	殿
(申請者)	所 属 職 名 氏 名
地方公務員法第 38 条第 1 項の規定により、下記の営利企業等従事に関する変更許可又は許可取下を申請します。	
許可通知年月日・文件番号 (変更許可通知年月日・文件番号)	
変更内容・理由または取下理由	
所属長の意見	
	所属長名